

第三者評価結果

事業所名：藤が岡保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 藤沢市のホームページに公立保育所共通の保育理念と保育方針を掲載しています。保育理念は、公立園の使命と目指す方向性を読み取ることができ、保育方針は、職員の行動規範となる内容となっています。年度初めの職員会議では、理念と方針の読み合わせを行って、職員の理解を深めるとともに、保育の方向性を確認し合っています。保護者へは、入園時に説明を行っているほか、保育理念、保育方針が明記された文書を掲示するなどして、周知を図っています。保育園のしおりやパンフレットには、保育目標を掲載していますが、保育理念と保育方針についても掲載されることが期待されます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 園長は、藤沢市の公立園長会で、社会福祉事業全体の動向を踏まえた藤沢市の各種福祉計画の策定内容について、保育課の担当者や各園の園長と情報を共有し、公立園としての運営のあり方などについて協議を行っています。保育課では、各園が位置する地域の特徴や変化、子どもの数や利用者像、保育のニーズ、潜在的利用者などに関するデータを収集し、各園の運営環境や課題点などを把握して分析を行っているほか、各園のコスト分析や利用者推移、利用率等の分析を行って、園長会で報告しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 園長は、保育課が行っている園の運営環境の把握・分析にもとづき、園の運営に関わる職員体制や人材育成などの現況について分析を行っています。分析された結果にもとづいて、保育課の担当者や副園長、主任とともに、協議を行いながら、運営に関わる課題を明確にして、職員への周知を図っています。今年度より、新規事業として導入された病児保育における実施内容や方法について、職員全体での共有化をより深めながら、園全体で協力し合い、適切な運営を遂行できるよう、病児保育について園内研修で学び合うなど、具体的な取組を進めています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 藤沢市では、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、2020年度～2024年度の中・長期的な事業計画として、「保育所整備計画（ガイドライン）」と中・長期収支計画を策定しています。この計画には、公立保育園のあり方や保育士の人材育成、子育て支援センターとの連携などについて、具体的な取組内容が明示されており、実施状況の評価を行える内容となっています。公立園長会では、計画にもとづき、各園の取組内容などについて協議を行っており、計画の進捗状況を共有しながら、適宜見直しを図っています。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

<コメント>
藤沢市が策定している、当該年度の「施政方針」にもとづき、子ども青少年部及び保育課において、公立保育所全体の運営に関わる単年度の事業計画と収支計画を作成しています。園では、「今年の保育」と題した資料に、当該年度の園の目指す保育運営の方向性を明示して、地域交流や職場研修、環境、IT推進など、園運営に関する各種計画と保育に関する計画などの作成につなげています。今後は、園運営に関わるそれぞれの年間計画を取りまとめ、実施状況の評価を行えるような具体的な成果を設定して、園としての単年度の事業計画の整備が期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

<コメント>
公立園長会では、各園の職員の意見や提案などを踏まえて、公立園としての事業計画に関する協議が行われています。中・長期事業計画である「保育所整備計画（ガイドライン）」は、園長会での協議内容も含めて、各園の職員に周知されており、当該年度の各種計画や保育計画の策定につなげています。園の各種計画に対する実施状況の把握や評価は、職員会議などで実施されていますが、今後はさらに、園としての単年度計画を策定する方法や評価を実施する時期や手順を検討し、園全体で事業計画の策定及び評価、見直しを行える体制作りが期待されます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b

<コメント>
「保育園のしおり」に、当該年度の行事計画を含めた主な事業内容を掲載して、保護者に配付するとともに、入園時及び進級時に説明を行っています。「今年の保育」には、園の保育の方向性を明記して、園内に掲示し、保護者に周知しています。今後はさらに、園としての単年度の事業計画を整備して、保護者に伝えるべき内容を取りまとめるとともに、藤沢市が策定している中・長期計画である「保育所整備計画（ガイドライン）」などについても、内容をわかりやすく説明した資料を作成するなど、保護者への周知方法の更なる検討が期待されます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

<コメント>
各クラスでは、保育日誌にもとづいて週案の振り返りを行い、月間指導計画と年間指導計画の評価につなげています。毎月のクラス内での話し合いで、月間指導計画の評価を行い、年間指導計画は、4半期ごとの評価と年度末の総括を実施しています。藤沢市で定期的に第三者評価を受審しており、園長と副園長、主任で行われる会議で、評価結果を分析し、保育課及び職員全体で共有して、課題の改善に向けて協議しています。今後はさらに、年に1回以上、園としての自己評価を実施して、改善すべき課題点を明確にし、指導計画に対する評価を活かして、保育の質の向上に向けた取組を組織的に行う仕組みを確立されることが期待されます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b

<コメント>
園としての自己評価は実施していませんが、保育実践に関することや園運営に関する様々な事業内容について、職員会議などを通して、評価を行っています。話し合われた内容にもとづいて、毎年度ごとに、園としての「目標設定シート」を作成し、保育内容の充実や保護者との連携、安全管理体制、地域交流、職員の資質向上の項目に沿って、組織としての目標を明文化しています。今後はさらに、園としての自己評価を実施したうえで、十分に検証し、課題を具体的に抽出して、改善に向けた取組を計画的に実施することが期待されます。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント> 「藤が岡保育園規則」に、園長の責務として、園の業務全般を統括することなどを明記しているほか、園長と副園長、主任の業務内容を詳細に記した業務表を事務室内に掲示して全職員に周知しています。園長は、職員会議などで、園運営に関する方針や自らの責任と役割について、職員に説明しています。また、保育園のしおりや園だよりなどの紙面を通じて、園としての保育の方向性を職員と保護者に伝えています。有事における園長の役割と責任及び不在時の権限委任については、「危機管理マニュアル」に明記し、職員に周知しています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は、藤沢市が主催する管理職研修などに参加して、法令遵守の観点での園運営について学んでおり、遵守すべき法令等を十分に理解して適正な園運営に努めています。保育園のしおりには、「身の回りの環境に興味を持ち、ゴミの分別など資源を大切にすることを育む」とあり、環境への配慮に関する法令なども視野に入れ、指導計画を作成して保育の実践につなげています。藤沢市では、「職員義務違反防止ハンドブック」を作成し、職員が遵守すべき法令等を正しく理解するための研修を開催するなどの取組を行っています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長は、指導計画や保育日誌などで、職員が記載している保育実践の振り返りの内容を確認し、保育の質の現状把握に努めています。また、日常的に保育現場を観察し、職員個々の保育実践の様子を確認し、必要に応じて、アドバイスを行うなどしています。保育の質の現状について、把握された内容は、副園長や主任と共有して課題点を抽出し、改善に向けて、職員会議や園内研修のあり方を協議しています。園内研修では、環境設定をテーマに、職員間で意見交換を行いながら、子どもたちが、より主体的に活動できる環境づくりなどについて、学び合っています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長は、園業務全体の現状分析を副園長と共に共有し、職員の経験年数や能力、個々の希望などを踏まえ、常勤と非常勤などの組み合わせに配慮して人員配置を行っています。職員個々が担当する業務の進捗状況などを事務室に常備しているミーティングノートに記載して、職員全体で共有し、互いに声をかけ合いながら、協力し合って業務を遂行できるようにしています。連絡用アプリを導入し、保護者との日々の連絡をメールで行えるようにしたり、指導計画や園だよりなどの作成をPC化するなど、業務の実効性を高めるため、IT推進の担当職員を配置して、藤沢市と連携しながらICT化を進めています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p><コメント> 藤沢市保育課が示している、人材の確保と育成に関する方針や専門職の配置などの人員体制に関する計画にもとづいて、公立園の目指す保育の質を確保するための人材確保と育成が実施されています。園長は、園の実態を踏まえて、会計年度任用職員の補充などを保育課の担当職員に伝えています。藤沢市では、職員採用計画に則り、ホームページに職員採用の専用ページを作成したり、保育士採用に関するパンフレットを養成校に配付するなどして、福祉人材の確保に向けた採用活動を実施しています。</p>	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

藤沢市では、「人材育成基本方針」に、求められる職員像として、「考える職員」「行動する職員」「信頼される職員」を明示しています。保育課では、藤沢市が定める標準職務遂行能力にもとづいて、公立保育園の職員に対する求められる職員像と必要とされる知識、技術、研修内容を階層別に示しています。藤沢市で定めている、配置や異動、昇格などの人事基準と「人材育成型の人事評価制度」にもとづいて、人材育成評価票を用いた人事評価を毎年度実施しており、職員が自ら将来の姿を描くことのできる総合的な人事管理の仕組みを整備しています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

藤沢市では、職員課及び保育課の担当者と各園の園長が、勤務管理システムを用いて職員の就業状況を管理しており、園の労務管理に関する責任体制を整備しています。藤沢市では、職員の心身の健康と安全が保てるよう、ハラスメント相談窓口や内部公益通報窓口を組織内及び外部機関に設置して、職員に周知しています。福利厚生の内容も充実しており、産休、育児休暇、介護休暇の制度整備、時短勤務の導入など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を組織全体で行っています。園では、毎月「安全衛生懇談会」を実施して、働きやすい職場環境などについての意見交換を行うなどしています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

藤沢市では、「人材育成基本方針」に基づいて、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理を行っています。職員は、年度初めに、「目標管理シート」を用いて、個々の課題の改善に向けた目標を設定し、園長や副園長との面談で、目標項目や目標期限などが明確に設定されているかなどを確認しています。年度の間中期に行う面談では、目標に対する進捗状況を確認し、年度末の面談では、目標達成度の確認を行っています。「目標業務一覧表」には、職員個々の目標内容と達成基準、達成方法などを記載して、全職員が共有し、互いに協力し合いながら、達成に向けて取り組んでいます。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

藤沢市保育課では、市の「人材育成基本方針」にもとづいて、公立保育園の職員における階層別研修の体系表を策定し、求められる職員像と必要とされる知識、技術を階層別に明示しています。研修体系は、職員課による基本研修のほか、保育課による研修、園内研修、外部研修で構成されており、それぞれの年間研修計画を作成して、職員教育を実施しています。研修を担当する部署では、研修参加後に職員が記載する研修報告書などを通して、研修計画や研修内容の評価と見直しを実施し、次年度の研修計画作成につなげています。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

藤沢市職員課の基本研修には、階層別研修とカウンセリングやパソコン関連などの研修があり、保育課の職場研修には、各種マニュアルについてや地域子育て支援に関する研修が組み込まれています。園内研修では、保育内容や環境設定に関する研修を行っています。園長は、職員個々の知識や技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、職員の意向にも配慮して、外部研修を受講できるよう調整を行っています。新採用職員の指導を担当する職員は、市の研修に参加して、マンツーマン研修に関する指導法を学んでおり、個別的なOJT研修を計画的に実施しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生の育成に関する基本姿勢を明記した実習生受け入れに関するマニュアルを整備しています。実習生の受け入れ時には、守秘義務などの留意事項を記載した実習生のしおりを用いて、オリエンテーションを実施しています。学校が作成している実習要綱にもとづき、実習生の希望にも配慮して、入るクラスなどを設定しています。園長や副園長がアドバイスをを行いながら、実習担当の職員が中心となって、実習プログラムを作成し、計画的に実習を行えるようにしています。実習中は、学校の担当者による巡回訪問があり、実習の進捗状況などを確認しています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	
<p><コメント></p> <p>藤沢市のホームページに、事業や財務等に関する情報のほか、公立保育園における地域子育て支援に関する取り組みや第三者評価の受審、苦情・相談の体制について掲載しています。また、公立保育園の保育理念や保育方針、各園の保育目標を掲載し、社会や地域に向けて公立園としての存在意義や役割を明確にしています。第三者評価の評価結果が、かながわ推進機構などのホームページで公表されていることや苦情・相談の内容にもとづく改善状況は、保護者懇談会や園だよりを通じて保護者に周知しています。</p>		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	
<p><コメント></p> <p>公立保育園における事務、経理、取引に関するルール、職務分掌と権限・責任については、藤沢市の「内部統制マニュアル」などで定められています。園長と副園長の業務内容の詳細と権限、責任については、業務表に明記して、職員に周知しています。園内の事務、経理に関する業務全般は、園長が責任者となって副園長とともに遂行しており、月次データを毎月保育課に報告しています。藤沢市の規程に則り、内部監査及び外部監査を定められた期間に実施し、指摘事項をもとに、改善策を保育課の担当者と協議して実践につなげています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	
<p><コメント></p> <p>「藤が岡保育園規則」に、育児・子育て相談、園庭開放、体験交流、世代間交流、病児保育事業など、地域子育て支援事業を実施すると明記しています。また、「今年の保育」には、様々な地域との交流を通して、協調性や社会性を培うとあり、近隣の高齢者施設と連携して、子どもたちが地域の人々と定期的な交流できる機会を設けています。今年度は、コロナ禍のため、子どもたちが作った折り紙を施設職員を介して高齢者にプレゼントするなどしています。保護者に対しては、育児サポートセンターなどのパンフレットを常備したり、ニーズに応じて藤沢市の発達相談に関する窓口を案内するなどしています。</p>		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	
<p><コメント></p> <p>「保育体験・ボランティアの実施について」に、ボランティア受け入れに関する基本姿勢と学校教育への協力について基本姿勢を明示しています。また、ボランティア受け入れの対応手順や受け入れにあたっての留意事項などを記載して、適切な対応ができるよう、職員間で共有しています。園では、地域の中学生の職場体験や高校生のインターンシップを受け入れたり、地域のボランティアによるお話し会を開催するなどしており、ボランティアの受け入れ時には、子どもたちへの対応方法や守秘義務など、ボランティアを行う際の留意点を説明しています。</p>		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】 Ⅱ-4-(2)-①
保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

藤沢市の子育て支援サービスを実施している関係部署や関係機関等の機能や連絡方法等についてリスト化し、事務室に常備し職員間で共有しています。園では、地域子育て支援や地域交流の担当職員を配置し、園と同じ複合施設内にある子育てふれあいコーナーの担当者と協働して地域住民に向けた子育て相談を実施しています。また、病児保育事業においては、同じ複合施設内にある小児科とも様々な情報を共有しながら、子どもへの対応方法について協議しています。要保護児童対策地域協議会では、地域の虐待等権利侵害の現況を各関係機関と共有しており、必要に応じて児童相談所と連携を図る体制を整備しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】 Ⅱ-4-(3)-①
地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

<コメント>

園長は、公立園長会や地域子どもの家の運営協議会などで、地域の状況についての情報を収集し、職員会議などで職員に周知しています。世代間交流の企画検討などで、担当職員が中心となって地域の民生委員と連携しており、地域の福祉ニーズや生活課題について把握できるよう努めています。また、園で実施している園庭開放や交流保育、相談事業などを通して、地域の子育て世代の住民とつながりを持ち、育児に関する悩みや困りごとなどを把握するなどして、園としての地域支援のあり方を検討しています。

【27】 Ⅱ-4-(3)-②
地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

<コメント>

園では、把握された地域の福祉ニーズにもとづいて、地域交流や世代間交流に関する年間計画書を作成しています。新型コロナウイルス感染予防のため、園児との直接的な交流の実施は難しい状況ですが、園庭を開放して職員がお話し会を行ったり、離乳食の進め方などの育児相談に応じるなど、園がこれまで培ってきた専門的な知識を地域に還元するよう努めています。災害時における保育園の防災対策として、紙オムツなどの備品を多めに備蓄しています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

【28】 Ⅲ-1-(1)-①
子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

<コメント>

保育理念と基本方針に子どもを尊重した保育の実施について明示しています。藤沢市の「保育の手引き」には、子どもを尊重した保育の実践や性差への先入観による固定的な対応を行わないことなどを明記して、職員研修を実施しています。園では、毎年、年間の人権目標を設定し、子ども一人ひとりの気持ちを大切に保育にあたることを全職員で確認し合っています。日々の保育の中では、絵本を用いるなどして、自分は大切にされているという自己肯定感や友だちを大切に思いやる気持ちを育めるよう取り組んでいます。園でのこうした取組は、園だよりや保護者懇談会を通して保護者に周知しています。

【29】 Ⅲ-1-(1)-②
子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

<コメント>

「保育の手引き」に、子どものプライバシー保護に配慮して保育を行うことについて、明記しています。職員会議では、活動や生活の場面におけるプライバシー保護に配慮した保育の実践方法について、意見交換を行いながら確認し合っており、一人ひとりの子どもにとって、快適な環境を提供できるよう取り組んでいます。幼児用のトイレのドアは、成長に応じて高さを調整しており、身体測定時などの着替えの際は、パーテーションを用いるなどして、スペース作りに配慮しています。幼児クラスでは、紙芝居を用いてプライベートゾーンについて、子どもたちにわかりやすく伝えていきます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 藤沢市のホームページや藤沢市内の保育所が掲載されている「保育施設ガイド」、園のパンフレットに、利用希望者が必要とする情報を掲載しています。「保育施設ガイド」は、市役所に置いているほか、市のホームページからダウンロードができるようになっています。利用希望者からの問い合わせや見学への対応は、主に園長と副園長が担当し、園のパンフレットに沿って、個別に丁寧な説明を行っています。ホームページやパンフレットなどの掲載内容は、藤沢市の担当部署や園長、担当職員が情報を共有しながら、適宜見直しを行って、常に最新の情報を利用希望者に提供できるようにしています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> 入園時に、入園説明会及び保護者と個別の面談を実施し、「藤が岡保育園規則」と「保育園のしおり」に沿って、保育の開始に関する重要事項について説明を行っています。慣らし保育については、保護者の意向や就業状況などに配慮して進めていくことを説明しています。進級時に、保育内容等に変更がある場合は、資料を作成して保護者懇談会などで説明しています。外国籍の保護者対応のため、ルビ付きの「保育園のしおり」を準備しているほか、必要に応じて市の通訳派遣を依頼することとしています。今後は、重要事項の説明について保護者の同意を得た内容を書面で交わすことが望まれます。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 保護者より、転園の申し出があった際は、所定の手続き方法を伝え、藤沢市の担当部署につないでいます。転園先への情報提供については、藤沢市が定める方法に則り、保育の継続性に配慮して適切な引き継ぎを行うこととしています。転園後も藤沢市保育課や園で、相談等を受け付けることを保護者に伝えていきます。今後はさらに、転園後の相談受付方法や受付窓口などについて、文書を用いて、保護者に伝えるとよいでしょう。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 職員は、日々の保育を行う中で、子どもの表情や態度を観察し、満足するまで遊び込んでいるかなどを確認しています。保護者に対しては、毎年12月に、公立園統一の「保育に関するアンケート調査」を実施し、園ごとに集計を行って、結果を職員間で共有しています。また、保育参観や運動会の実施後にも、保護者アンケートを実施し、保護者からの意見を踏まえて、行事の開催方法などを職員会議で検討しています。個別面談や保護者懇談会などでも、保護者の意見や要望を聞きながら満足度を把握するよう努めています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者は、副園長と主任とし、第三者委員会を設置して委員を5名配置しています。「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」には、意見や要望等の受付から解決までの流れをわかりやすくフローチャートで明示し、玄関に掲示して保護者に周知しています。受け付けた苦情は、詳細に記録し、苦情内容にもとづいて、保育の質をより高められるよう、取り組んでいます。苦情を申し出た保護者へは、検討内容や対応策をフィードバックしており、個人情報に配慮したうえで、苦情内容及び解決結果等を掲示するなどして、園内で公表しています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」には、神奈川県保育会保育園利用者相談室や県社協の福祉サービス運営適正化委員会の連絡先を明記して、保護者が利用ができることを周知しています。電話や書面、意見箱の利用など、複数の方法で受け付けることを入園時に説明しています。相談を受け付けた際は、保護者の都合に合わせて日時を調整し、相談室を利用して、保護者が安心して話ができるよう配慮しています。相談の内容によっては、栄養士や保健師が専門的な立場から、アドバイスを行うなどしています。	

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

<コメント>
園長はじめ職員は、登降園時などの際に、保護者に積極的に声かけを行い、話しやすい雰囲気づくりを心がけ、保護者の悩み事などを丁寧に傾聴するよう努めています。玄関に意見箱を設置しているほか、保護者アンケートを実施するなど、保護者の意見を的確に把握するよう取り組んでいます。相談対応については、苦情対応のマニュアルに沿って適切に対応しており、マニュアルの見直しは、保育課と園長会で適宜行っています。検討に時間を有する際は、状況を保護者に説明したうえで、迅速に対応できるよう、体制を整えています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

<コメント>
「危機管理マニュアル」に、事故防止策や事故発生時の対応方法について明記し、園長を責任者とする管理体制を整備しています。マニュアルにもとづいて、園内の各場所や備品などの安全点検を月ごとに職員が交代して実施し、同じ箇所を複数の目で確認できるようにしています。事故やけがが発生した際は、職員への周知を行うとともに、改善策について話し合いを行い、迅速に事故防止策を実施できるようにしています。また、事故報告書に状況を詳細に記録して、要因分析と対応策を職員会議などで検討し、子どもたちの安全を確保するよう努めています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>
「保育所における感染症対策ガイドライン」や「藤沢市保健指針」にもとづいて、感染症対応マニュアルを整備し、職員間に周知しています。マニュアルの見直しは、市と各公立園の担当職員が定期的に行っています。職員は、新型コロナウイルス感染予防に関する藤沢市の研修に参加し、研修内容を全職員で共有して、室内の各場所や備品などの消毒を適切に実施しています。子どもたちに対しては、手洗いやうがい方法についてわかりやすく指導したり、園庭で遊ぶ時間をクラスごとに調整するなどしています。保護者に対しては、市内の感染症発生状況や園内での発生状況などを掲示して伝えています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>
園では、防火災害管理組織を編成し、災害時の対応体制を整備しています。園舎見取り図、避難経路を事務室に掲示して、全職員が確認できるようにしています。有事の際は、一斉メール配信システムを活用し、保護者へ情報を周知することとしており、職員は専用メールで迅速に情報を共有できる体制を整備しています。年間防災計画に沿って、様々な災害を想定して、毎月防災訓練を実施し、引き渡し訓練や広域避難所への避難訓練、消防署の指導による消火訓練なども組み入れているほか、複合施設内の他機関と合同訓練も実施しています。保育園としては食料の備蓄は調理員が管理し、備蓄リストを作成しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

<コメント>
「藤が岡保育園規則」や「保育の手引き」に、保育の標準的な実施方法を記載しており、子どもを尊重した保育の実施とプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢を明示しています。職員は、藤沢市保育課が主催する研修や園内研修で、規則や手引きにもとづく標準的な保育の実施方法を学んでいます。日々の保育実践の振り返りをクラス内で行っているほか、職員会議などで各クラスの状況を報告し合うなどして、標準的な実施方法にもとづいて保育が行われているかを確認しています。また、標準的な実施方法により、一定の水準を保ったうえで、子ども一人ひとりの状況に応じた保育を行うことを職員間での共通認識として、実践につなげています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
---	---

<コメント>
公立各園の中堅保育士で構成されている「研究委員会」では、定期的に会議の場を設けて、「保育の手引き」の検証と見直しを実施しています。標準的な保育の実践方法についての検証・見直しにあたっては、指導計画の内容と整合性を図りながら行うこととしており、各園の実態や職員の意見、提案を踏まえて、協議を行っています。また、「保育に関するアンケート調査」や保護者懇談会などを通して、保護者の意見や要望を把握し、保育の標準的な実施方法の検証と見直しに反映させています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

指導計画は、全体的な計画にもとづき、担当保育士と主任が話し合って作成し、最終確認と責任者は、園長となっています。指導計画は、調理や用務の職員も職員会議で共有し、就学支援については関係機関と連携し協議しています。入園時に園長か副園長が面談を行い、子どもと保護者の具体的なニーズを把握しています。計画にもとづく保育実践について、評価・反省欄に記入し、振り返りを行う仕組みとなっています。配慮が必要な子どもについては発達コーディネーターが中心となって支援方法を検討し、全職員で共通理解をしています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

指導計画は、前年度の目標、反省、評価を踏まえ、今年度の園目標を定め、全体的な計画や市の保育計画にもとづいて、年間指導計画、月案、週案につなげています。保護者の意向を懇談会、保護者面談、個別の相談、日々のコミュニケーションの中から把握し、計画の中に反映しています。月に一度、クラス担任と主任で保育内容の話し合いを実施し、保育の展開を確認し、環境構成、個人別配慮について振り返りを行い、次月の計画作成に活かしています。指導計画を変更する場合は、職員会議等で全職員に周知しています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

「藤沢市保育計画帳票マニュアル」に、着眼点や記載方法が明示され、統一した様式で子どもの発達状況や生活状況を記録しています。計画にもとづく保育が実施されているか、担当のクラス職員で振り返り、指導計画の評価・反省欄の記録で実施状況を確認することができます。新採用職員には、マンツーマン指導員を配置して、記録方法などを指導する体制となっています。朝礼を行い、動向表にて各職員は園内の動きを把握し、会議を定期的に開催して情報共有しています。記録のデータ化を進め、職員がパソコンで情報共有する仕組みを整備しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

記録管理の責任者は園長です。「藤沢市行政文書取扱規程」、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及びファイリングシステムにより、管理体制が確立しています。職員は定期的に研修を受け、規程等を理解し遵守しています。個人情報の取り扱いについて、園長、副園長が入園時に保護者へ説明を行っています。記録類は、鍵付きキャビネットに保管し、不要になればシュレッダーにかけて廃棄しています。パソコン上のデータはパスワードの設定などで管理しています。